

保健・医療・福祉

1 障害の原因となる疾病等の予防・治療体制の充実

現状と課題

障害の原因となる脳血管疾患，糖尿病などの*生活習慣病の予防などについては，「*21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」及び*健康増進法に基づき推進することが必要です。

県は，平成13(2001)年度に県民健康増進計画である「健康ひろしま21」を策定しましたが，市町村においても健康増進計画の策定が必要とされています。

乳児に対する*マス・スクリーニング検査や保健所において長期療養児療育相談指導を実施するとともに，市町村の乳幼児健康診査を支援しています。地域医療機関，療育施設，市町村などとの連携を強化し，疾病や障害の発見から療育指導までの乳幼児に対する継続した連携体制を確立する必要があります。

市町村が実施する，老人保健法に基づく基本健康診査は，障害の原因となる疾病の早期発見に有効ですが，本県の受診率は全国と比べ低位にあり，受診率等の向上を図る必要があります。

現在，県立広島病院を総合周産期母子医療センターに，その他9か所の医療機関を地域周産期母子医療センターに指定し，これら医療機関をネットワークで結び，相互に連携しながら*周産期医療を提供しています。今後は周産期医療体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

社会の高度化，複雑化に伴い，ストレスを強く感じている人が増加しており，様々なこころの健康問題が生じています。また，うつ病を背景とした自殺が問題となっています。そのため，こころの健康についての相談の対応が求められています。

難病患者や家族の多くは，障害の原因となる難病の治療について，入院ではなく，在宅での療養や地域生活の中での病気の克服を望んでいます。そのため，専門医による訪問診療など，在宅療養を支援する各種事業を実施していますが，引き続き難病患者の在宅療養を推進する必要があります。

今後の取組

県民健康増進計画「健康ひろしま21」に基づき，関係団体と連携して県民の健康づくりを支援するとともに，市町村健康増進計画の策定を支援します。

乳幼児健康診査に対する支援等により，障害の原因となる疾病などの早期発見及び予防から療育までの一貫した連携体制の構築に努めます。

また，周産期医療に関わる医師，看護師などを対象とした研修会の実施，周産期医療に関するテーマの調査・研究を引き続き実施するとともに，周産期医療情報ネットワークシステムの充実を図ります。

慢性疾患や疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童へ療育相談指導を実施し、療育体制の推進及び長期療養児の支援に努めます。

* 広島県地域保健対策協議会などの協力により老人保健法に基づく基本健康診査の受診率及び精度の向上を図り、生活習慣病の早期発見に努めます。

こころの健康に関する知識の普及啓発を図るとともに、県立*総合精神保健福祉センター、保健所等における相談体制の充実・強化を図ります。また、うつ病対策を中心とした自殺予防対策を講じます。

難病患者の在宅療養に必要な医学的指導を行うため、医師や保健師などの派遣による訪問診療・相談を引き続き推進します。

また、地域医療機関の連携による難病医療のネットワークを整備します。県民や医療機関に対して、特定疾患治療研究事業や保健所、難病団体等が行う難病相談などの難病対策事業について、難病講演会や県のホームページを通じて情報提供します。

2 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実

現状と課題

医療機関において、障害や疾病に対する医療やリハビリテーションが行われていますが、障害を軽減し、自立を促進する上で、関係医療機関の連携によるリハビリテーション体制の充実が求められています。

交通事故や脳血管疾患などによって、後遺症として記憶や判断といった脳の高次な機能について障害を受けている、いわゆる、高次脳機能障害者に対して、これまで県立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、試行的に診断、治療及び機能回復訓練などの実施並びに評価基準及び社会復帰のための支援プログラムの策定に関する検討を行ってまいりましたが、今後その成果を踏まえた、具体的な支援体制の構築に向けて検討することが求められています。

県立総合精神保健福祉センターにおいては、社会復帰に向けた*精神科デイケアを実施していますが、ひきこもりや高次脳機能障害など、新たな障害への対応が求められています。

精神障害に係る緊急受診などに応じるため、精神科医などによる24時間救急診療などを行っていますが、より細かな地域での運用や合併症、重症患者に対する受入体制の整備が求められています。

障害者や高齢者が、閉じこもり状態となり、老化に伴う心身機能の低下と併せて寝たきり、痴呆状態となって要介護状態になる人が増加しているため、痴呆性老人の診断・専門相談などのため設置している*老人性痴呆疾患センター間で連携しながら、機能の充実を図る必要があります。

人工透析を要する*慢性腎不全の患者に対しては、その根治療法である腎移植を推進する必要があります。

障害者の歯科診療は、多くの医療スタッフを必要としたり、長時間の診療を要すること

もあり、歯科医師の協力が得にくい場合があるので、歯科診療体制の整備が必要です。

今後の取組

広島県保健医療計画（平成14(2002)年3月策定）に基づき、*心身障害児（者）の医療、リハビリテーションを推進します。また、介護予防のため、在宅高齢者などの*地域リハビリテーションを推進します。

高次脳機能障害者に対する医療、リハビリテーションについては、県内の関係医療機関が連携した実施体制の構築に努めます。また、高次脳機能障害者に対する相談・支援に努めるとともに、高次脳機能障害に対する理解が定着するよう、より一層の普及啓発に努めます。

県立総合精神保健福祉センターでのデイケアについては、新たな障害に重点化するなどの充実・強化を図るとともに、これまで蓄積した専門的技術、知識を踏まえて研修、技術支援を行います。

精神科救急医療システムについては、迅速かつ必要な救急体制が整えられるよう、精神科救急医療圏域の見直しを含め、充実に努めます。また、合併症、重症患者に対する受入体制の整備について検討します。

*広島県救急医療情報ネットワークについては、医療機関の情報を提供するシステムとして、障害者にもより利用しやすいものとなるよう整備します。また、精神科救急医療情報ネットワーク（ホームページ）については、救急医療の情報源として広く活用されるよう、掲載情報の充実を図ります。

老人性痴呆疾患センターについては、相互の連携を図りながら専門医療相談、鑑別診断、人材育成などの機能の充実を図るとともに、センターの利用が促進されるよう、広報啓発を行います。

人工透析を要する慢性腎不全患者の根治療法である腎移植を推進するため、県民に対し、臓器移植についての普及啓発に努めます。

障害者のかかりつけ歯科医師の確保に努めるとともに、引き続き*障害者医療推進歯科医師との連携を図り、より地域に密着した障害者に対する歯科医療提供体制の整備に努めます。また、口腔機能のリハビリテーション従事者の養成を早期に図るとともに、在宅や施設の障害者に対する*訪問歯科診療及び訪問口腔ケアの実施を推進します。

障害に係る医療費の軽減を図るため、各種医療給付を引き続き実施します。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷，脳血管障害などによる器質的脳病変により生じた後遺症の中で，記憶障害，注意障害，遂行機能障害，社会的行動障害などの認知障害は，一般に高次脳機能障害と呼ばれ，このような障害により日常生活に困難を来している者（高次脳機能障害者）の存在が明らかになってきました。

注意力や集中力が低下する，比較的古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない，感情や行動の抑制が利かなくなる等の症状が現れ，周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなるなど，日常生活に支障を来すようになります。

また，外見上の身体障害が軽症のことも多く，障害を知らない人から誤解を受けやすく，人間関係のトラブルを繰り返すなど，社会復帰も難しい障害です。

近年，このような高次脳機能障害者に対して，適切なサービスを提供することが必要であるとの認識が高まりつつあります。

【高次脳機能障害支援モデル事業】の中間報告書から

（国立身体障害者リハビリテーションセンター）

対象者数（登録者324名）のうち，他の症状と併せて類型化すると，

- ・身体機能障害を有さず高次脳機能障害のみである群 36%
 - ・片麻痺や骨折等による運動機能障害などの身体機能障害を併せもつ群 64%
- その中で，いわゆる精神症状が強い群 3%，知能低下の著しい群 9%

3 研究・開発の推進

現状と課題

東部工業技術センターでは，「介護衣料製品の評価・設計システムの開発」研究などを実施してきたところですが，今後は，研究成果を製品化していくことが必要です。

福祉関連産業創生プロジェクト推進協議会を中核として，*福祉関連産業情報システムを利用した情報交流と福祉用具の研究開発の支援を行っていますが，利用者ニーズにあった福祉用具の実用化と事業化を促進するとともに，福祉用具の利用の拡大を図る必要があります。

県立3大学において，研究活動の活性化を図るとともに，福祉をはじめとする行政施策や産業活性化・地域振興に積極的に貢献することを目的として，「重点研究事業」を推進しているところですが，今後は，より一層その研究成果を行政や地域に還元していく必要があります。

ひきこもりや高次脳機能障害など，精神保健福祉に関わる相談や支援のための新たな手法の確立が必要です。

今後の取組

* ヒューマンサポート工学技術の観点から、障害者の特性をよく理解し、医療現場の専門家と連携を図りながら、円滑なコミュニケーションを行い、障害者のQOL（生活の質）の向上、社会参加支援に役立つ様々な福祉機器の開発を目指します。さらに、ユニバーサルデザインの観点から、障害者や高齢者だけでなく、社会生活を営むあらゆる人々に対して最初から使いやすい製品開発を目指します。

企業へ出向いての現地指導や普及講習会・PR事業を通じて、企業への早期の技術移転を図ります。

障害者のニーズを取り入れ、福祉用具の試作品を評価する仕組みづくりを福祉関連産業創生プロジェクト推進協議会で検討するとともに、福祉用具の実用化のための研究開発を助成するなど福祉用具の研究開発を一層、推進します。

利用者ニーズの把握や福祉用具の情報提供を行い、福祉用具の提供者と利用者との情報交流を活発にするために、福祉関連産業情報システムの充実と利用の促進を図ります。

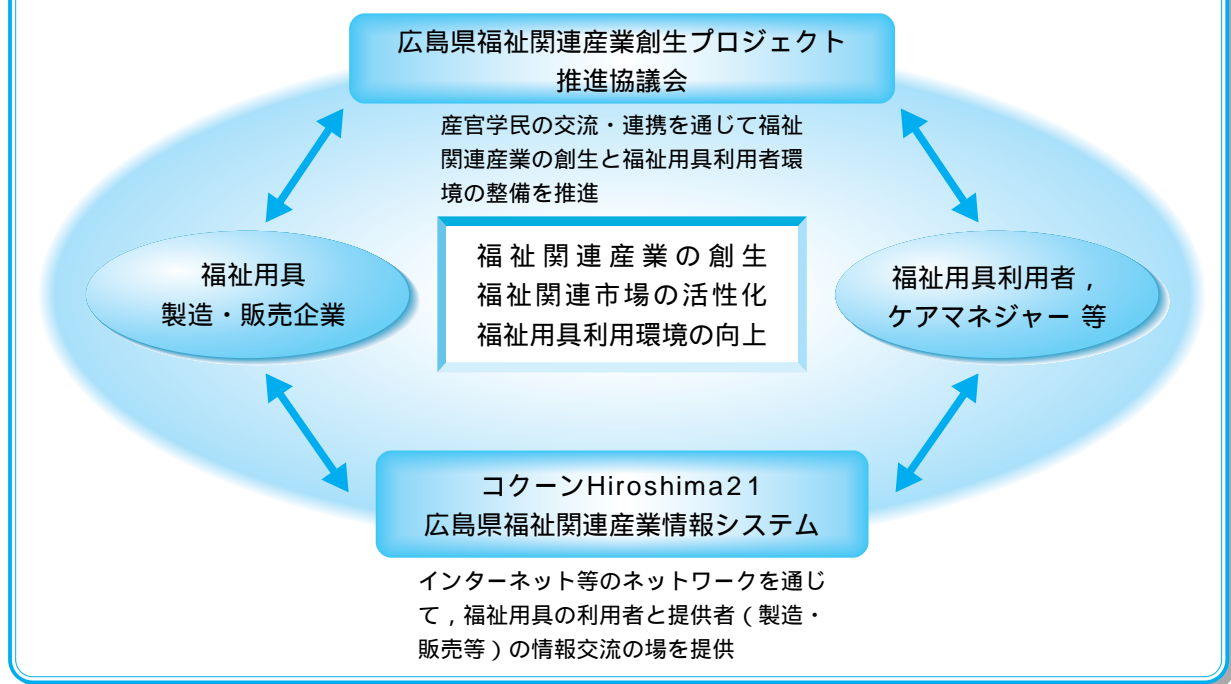
県立3大学での研究成果を積極的に行政や地域に還元していくためのシステム化を図ります。

また、平成17年度に開学を予定している県立広島大学においては、社会や時代の要請に応えた研究を行い、地域に根ざしたシンクタンク機能を充実させ、研究成果を積極的に地域に還元していくこととしています。

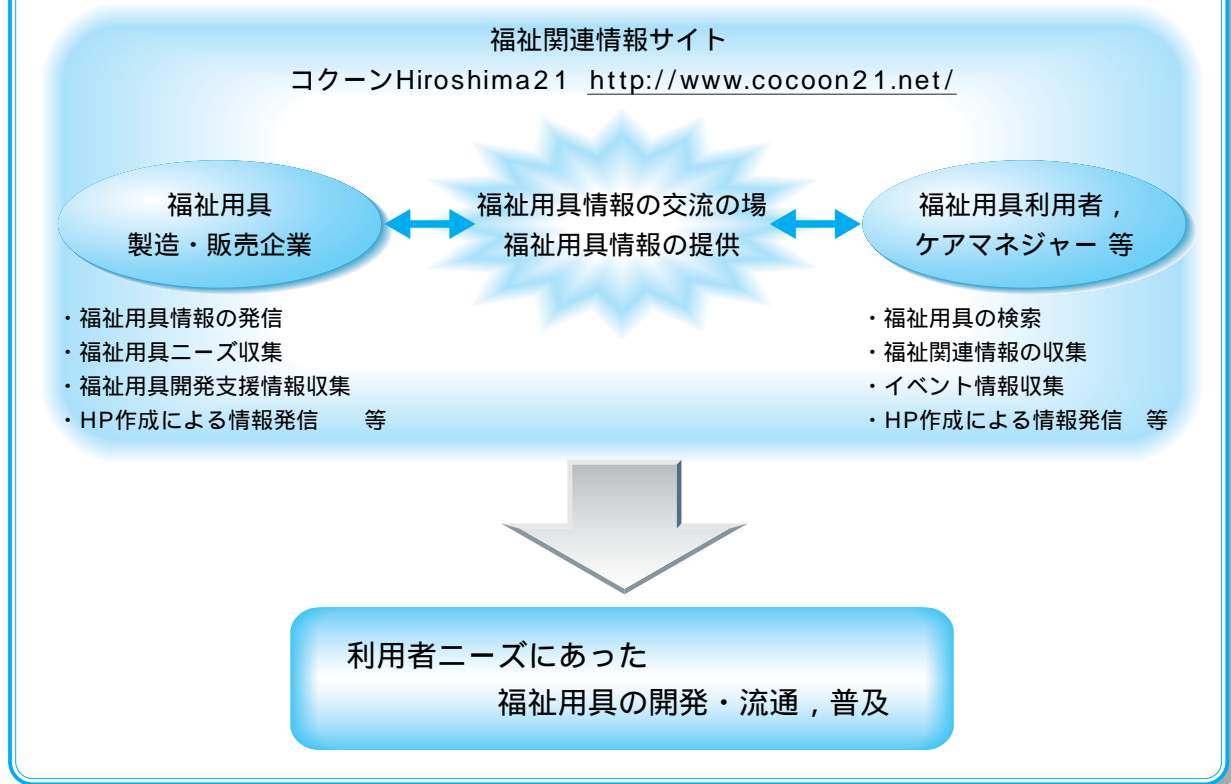
国の新たな知見や当事者のニーズを踏まえつつ、精神保健福祉に関する相談、支援などの新たな手法の確立に努めます。



広島県福祉関連産業創生プロジェクト推進事業



コクーンHiroshima21 広島県福祉関連産業情報システム



現状と課題

「措置」から「契約」への移行に伴い、サービスの利用者と提供者の対等な関係を確立することが必要です。そのためには、利用者が福祉サービスを選択、決定する際に、適切な相談支援を行い、利用者の権利を擁護することが必要です。

また、障害者の権利を擁護するためには、福祉サービス利用援助事業の定着、福祉サービス苦情解決事業の充実、財産管理などへの支援が必要です。

取引の多様化、複雑化に伴い悪質商法による被害者が増加しており、その中には知的障害者、精神障害者なども含まれています。このような消費者被害に巻き込まれることは、障害者の自立の妨げの一因となっています。このため、身近なところでの消費者相談体制の整備など、消費者保護対策の充実が必要です。

障害の特性を踏まえた専門的な相談を行えるよう、県立*身体障害者更生相談所、県立総合精神保健福祉センター、保健所などの専門機能を活かした相談体制を充実することが必要です。

知的障害に関する相談支援については、現在18歳までは児童相談所で、それを超えると県立*知的障害者更生相談所に対応していますが、相談者の年齢に関係なく、一貫した相談支援体制を整備することが必要です。

自閉症児(者)などについては、*コミュニケーション障害のため社会生活に適應できないという障害の特性が理解されないまま、知的障害としての対応がなされてきたため、自傷、他害、強度行動障害などの*二次障害が出現し、家族はもとより、学校などにおいても対応に苦慮している状況にあります。このため、自閉症などの特性に配慮した相談、療育を行う体制を整備することが必要です。

今後の取組

相談支援体制の整備

障害者の生活支援事業、障害児(者)地域療育等支援事業及び精神障害者地域生活支援事業の推進を図るなど、障害者*ケアマネジメント手法を活用した相談支援体制の充実を支援します。また、障害者による相談援助などに対しても支援するよう努めます。

専門的な相談に広域的に対応するため、県立身体障害者更生相談所、県立総合精神保健福祉センター、保健所などの専門機能の充実を図ります。

「こども家庭センター(仮称)」を整備し、知的障害に関する相談は、相談者の年齢に関係なく、一貫した専門的な相談支援を行います。

聴覚障害者からの相談に専門的に対応する「*ろうあ者専門相談員」の資質の向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。

広島県*介護実習普及センターで行っている福祉用具の展示、住宅改修に関する相談支援、情報提供サービスなどの充実を図ります。

自閉症児(者)などに対し、専門的な相談支援、療育サービスなどを行う体制の整備を

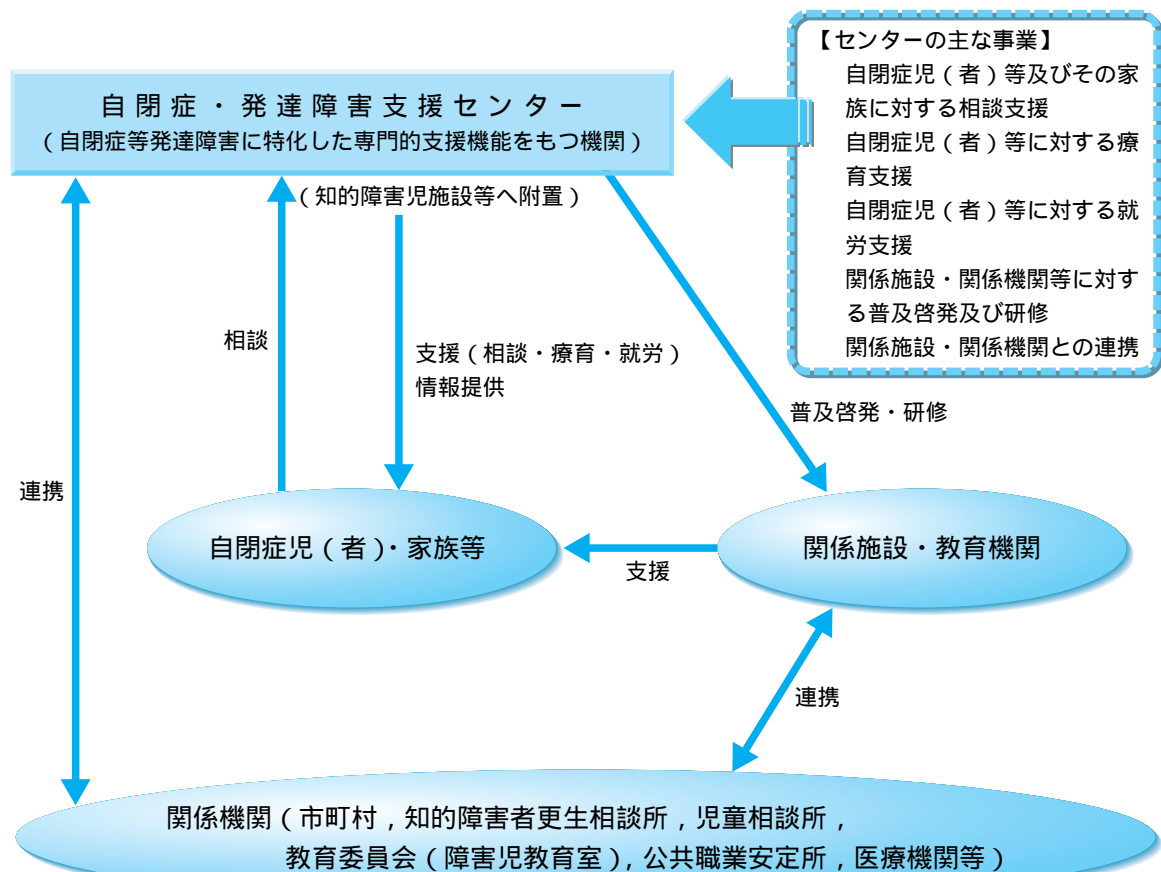
図ります。

難病患者の在宅療養におけるQOL（生活の質）の向上を図るため、難病相談センター事業に地域交流会などの活動に対する支援、就労支援などの機能を付加し、* 難病相談・支援センターとして運営していきます。また、難病医療拠点病院（広島大学病院）との連絡体制を整備し、難病相談事業を充実します。

こども家庭センター（仮称）

県では、増加する児童虐待、非行、配偶者等による暴力（DV）などの問題に総合的に対応するため、広島市南区にある中央児童相談所等を建替え、児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能統合による「こども家庭センター（仮称）」の設置に向けた整備を行っています。（平成17年度中に開設予定）

自閉症児（者）に対する療育サービス等の体制整備



権利擁護の推進

* 福祉サービス利用援助事業については、制度の周知及び事業の利用促進に一層努めるとともに、実施体制の充実や運営の円滑化への取組を推進します。

福祉サービスの利用などに関する利用者からの苦情に適切に対応できるよう、研修などの充実を通じて、福祉サービス苦情解決事業を実施している「* 福祉サービス運営適正化委員会」などの苦情解決能力の向上を図り、利用者の権利擁護に努めます。

障害者の権利の侵害等に対応するため、当事者などにより実施される権利擁護活動に対する支援については、国の動向を踏まえ検討します。

精神医療における人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神医療審査会のなお一層の機能の充実を図ります。

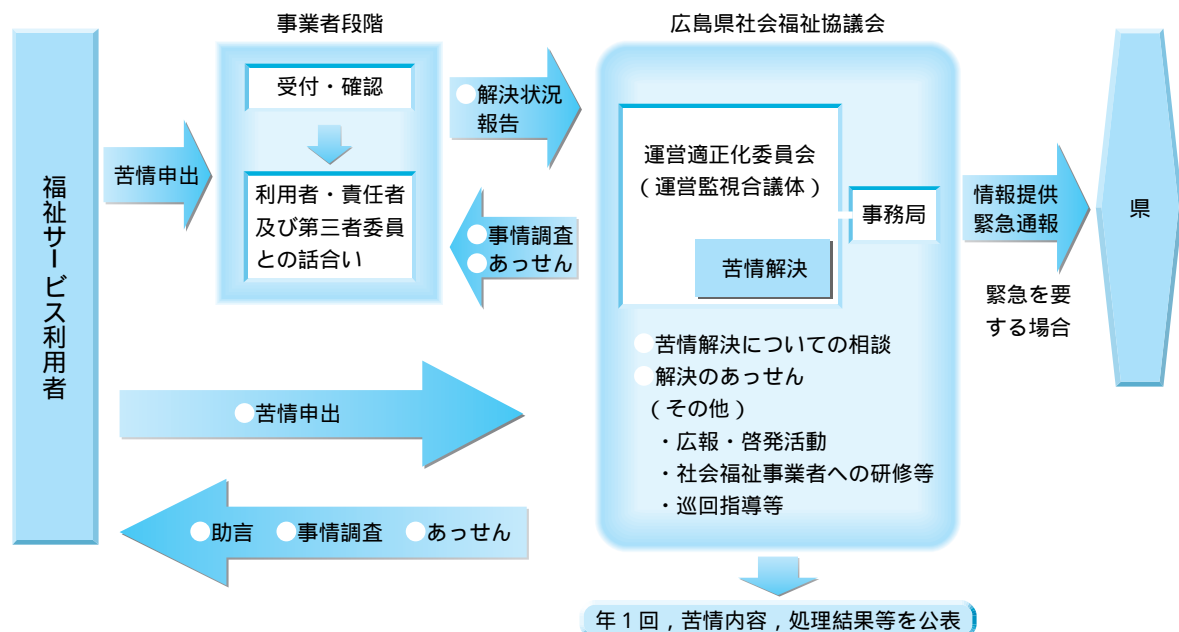
障害者の権利擁護や財産管理の問題に対応するための「* 障害者の権利相談ダイヤル」の利用を促進します。

消費生活に関する相談をより身近なところで行えるよう、市町村における消費者相談窓口の設置促進を図るとともに、県においては、関係省庁や各都道府県との消費者苦情に関する情報交換に努め、必要に応じて市町村等関係機関への情報提供を行うなど、消費者保護対策に努めます。

知的障害者及び重度の痴呆性高齢者に対し、市町村が行う成年後見制度の利用を支援して、* 成年後見制度の申立てなどに要する経費の一部を助成します。

福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査若しくはあっせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。



障害者の権利擁護

最近では、障害のあることを知った上で、年金や手当を狙った悪徳商法による知的障害者、精神障害者の消費者被害が急増しており、障害者の地域生活への移行の推進を阻害する要因となっています。

県では、障害のある人の権利擁護や財産管理の問題などの相談に応じるため、常設の相談窓口として、「障害者の権利相談ダイヤル(082・237・3211)」を設置し、専任相談員や弁護士などが電話や面接により相談に応じています。

5 在宅サービスの充実

現状と課題

利用者がサービスを選択できるよう、障害者福祉サービスの基盤整備を計画的に進めてきたところです。

今後は、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、*ホームヘルプサービス、*デイサービス、*ショートステイなどの在宅福祉サービスをより一層充実する必要があります。

障害者の地域生活への移行を促進するため、*グループホーム、*福祉ホームなどの住宅支援を積極的に行うことが必要です。

地域の相互扶助機能の弱体化など地域社会が変容する中で、障害者の生活の安心と安定を実現するためには、地域住民、NPO、民間事業者、自治体等が互いに協力し、地域で支える福祉活動を推進することが必要です。

そのためには、地域住民に最も身近な市町村が、地域住民などの参加を得て障害者などの生活上の課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量の現状を的確に把握するとともに、必要なサービスを確保し提供する体制を計画的に整備する必要があります。

今後の取組

在宅サービスの充実

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを計画的に整備するとともに、障害者の多様なニーズに柔軟に対応できる生活支援サービスの充実を検討します。

対象者が少ないために、支援費制度における指定事業者の参入が進まない在宅福祉サービスについては、介護保険事業者の参入の促進に努めるとともに、支援費制度とは別枠でデイサービス、ショートステイの利用が可能となる*相互利用制度の活用を図ります。

障害児や家族が在宅で安心して生活できるよう、重症心身障害児通園事業・障害児通園事業の拡充を図るとともに、療育の質の向上に努めます。

障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、*障害児保育や*放課

後児童クラブの充実に努めます。

身体障害者の介助，外出支援などを行う身体障害者補助犬の育成給付を行うとともに，県民の理解の促進に努めます。

市町村が実施する障害者に対する歩行訓練，発声訓練などの生活訓練事業の充実に支援し，障害者の社会参加を促進します。

在宅難病患者のQOL（生活の質）の向上を図るため，市町村が実施する難病患者に対するホームヘルプサービス，ショートステイ，*日常生活用具の給付などの難病患者等居宅生活支援事業を推進します。

身体障害者補助犬



身体障害者補助犬法（平成15年10月全面施行）

この法律は，身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り，もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

具体的には，補助犬育成に係る訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに，公共施設，公共交通機関及びデパート，レストランなどの不特定多数が利用する施設を身体障害者が利用する場合，身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないことが定められています。

身体障害者補助犬は，目や耳，からだの不自由な人のために働く盲導犬，聴導犬，介助犬のことです。

住居の確保

グループホーム，福祉ホームなどについて計画的に整備するとともに，障害者が民間アパートなどに入居するための環境づくりについて検討するなど，障害者の地域生活への移行を支援します。

新たに建設する県営住宅は，床段差の解消などのバリアフリー化をさらに進めるとともに，既存の県営住宅についてもバリアフリー化の促進に努めます。

あわせて，市町村が実施する公営住宅の整備についても，バリアフリー化に取り組みます。

地域福祉活動の推進

ボランティアの活動を充実・強化するため，広島県ボランティアセンターを通じて，ボランティアコーディネーターの資質の向上や児童・生徒のボランティア活動の充実に努めます。

市町村合併により行政区域が拡大した後においても，地域住民や社会福祉協議会などの参加により，地域で支える福祉活動が推進できるよう支援します。

市町村における地域福祉が計画的に推進されるよう，市町村の「地域福祉計画」策定の

取組を支援するとともに，*市町村地域福祉計画の策定状況を踏まえ，市町村への支援メニュー，住民の主体的参加を実現するための方策などを盛り込んだ「*地域福祉支援計画」を作成します。

6 施設サービスの活用

現状と課題

障害者の日中の活動の場又は働く場として*通所授産施設などを整備してきましたが，地域生活での自立した生活の質を高めるためには，経済的に自立することができる働く場の整備が必要です。

入所施設については，計画的に整備してきましたが，今後は，ノーマライゼーションの理念に照らし，地域の実情や障害者本人のニーズを踏まえ，真に必要なものに限定して整備する必要があります。また，既存の施設については，専門的機能を活用して，施設利用者が地域生活に円滑に移行できるよう，取り組む必要があります。

精神障害者の社会復帰を図るため，社会復帰施設などの整備を計画的に進めていますが，「条件が整えば退院可能」な入院患者の受入体制を整備する必要があります。また，現在の社会復帰施設などは地域的に偏在しているものがあります。

障害者が地域で自立し，安心した生活ができるよう，ホームヘルプサービス，デイサービス，ショートステイなどの各種在宅福祉サービスを提供するため，現在ある障害者福祉施設については，地域福祉の拠点として，施設機能を強化するとともに，社会資源の一つとして活用することが重要です。

今後の取組

施設等から地域生活への移行の推進

障害者が身近なところで施設を利用し，地域で自立した生活ができるよう通所授産施設，*小規模通所授産施設など，働く場の整備を図るとともに，経済的自立が可能となるよう，授産活動の在り方を検討します。

障害者が円滑に地域生活に移行できるよう，*自活訓練事業などの充実を図ります。

地域生活を希望する障害者の地域生活移行のため，*地域生活推進員が施設などと連携し，地域で生活しやすい環境づくりを図る *地域生活推進特別モデル事業を推進します。

「条件が整えば退院可能」な精神障害者については，ケアマネジメント手法の活用などにより，関係機関が連携し，円滑に退院を促進することができるよう地域の実情に応じたシステムづくりを順次図ります。

また，精神障害者が地域生活を行うための，生活訓練施設，福祉ホーム，地域生活支援センターなどの社会復帰施設などの整備について，地域バランスを考慮して行います。

施設の在り方の再構築

入所施設は，ノーマライゼーションの理念に照らし，地域の実情や障害者本人のニーズ

を踏まえ、真に必要なものに限定して整備します。

入所施設利用者のプライバシーの保護など、生活の質の向上を図るため、居室の個室化を推進します。

障害者が地域で安心した生活を送ることができるよう、地域に密着した、小規模で多様な機能を有する在宅支援の拠点施設の整備について検討します。

入所施設が有する人的・物的資源については、地域での有効活用を図ります。特に、福祉資源の少ない過疎地域などでは、入所施設を地域の重要な福祉資源と位置付け、地域の実情に応じた活用を図ります。

障害者福祉施設については、障害種別の枠を超えて相互利用の促進を図るとともに、更に可能な限り、高齢者福祉施設との相互利用を推進します。

7 サービスの質の向上

現状と課題

「*障害者・児施設のサービス共通評価基準」を活用し、事業者による自己評価の取組を支援しながら、質の高いサービスの確保を図っています。

自己評価の取組を引き続き支援するとともに、評価結果の自主的な公表など利用者の選択を支援していく仕組みを整備する必要があります。

暮らしの中で、生涯にわたり、健康で豊かな生活を実現していくことが極めて重要となっており、そのためには、保健医療分野と福祉分野を一体的に捉えたサービスの提供ができる人材の育成が求められています。

福祉人材の求職・求人数が増加していますが、雇用条件などのミスマッチにより就業に結びついていない状況があります。このため、求人・求職者の双方の期待に応えられるよう、就労あっせん、求人開拓、人材確保相談、養成研修を効果的に実施する必要があります。

今後の取組

サービスの質の確保

事業者による自己評価を推進するとともに、評価結果の公表や利用者の意見を反映させる仕組みの構築について、事業者に働きかけます。

評価結果が、利用者のサービス選択の参考となり、かつ事業者によるサービス改善のための指標となるようにするため、第三者による評価の仕組みを検討します。

利用者からの苦情に適切に対応できるよう、研修などの充実を通して、事業者及び福祉サービス運営適正化委員会の対応能力を高めることにより、サービスの質の向上を図ります。

精神医療における人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神医療審査会のなお一層の機能の充実を図ります。また、医療に関する相談に対応する、*医療安全支援センターの運営を通じ、医療サービスの質の向上を図ります。

専門職種の養成・確保

県立保健福祉大学において、障害者の複雑化・多様化したニーズに対応できる看護師、保健師、助産師、*理学療法士、*作業療法士、*言語聴覚士を養成します。

また、平成17年度に開学を予定している県立広島大学においても、引き続き、保健医療分野と福祉分野が相互に連携し、教育研究の充実を図り、良質なサービスを提供できる人材育成を行っていきます。

保健師、看護師の養成・確保を図るため、養成所運営費補助事業、*修学資金貸付事業の継続や養成施設・関係団体と連携を図るとともに、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士など保健医療に従事する専門職についても、養成施設・関係団体と連携を図りながら、その養成・確保に努めます。

*社会福祉士、*介護福祉士、*精神保健福祉士については、相談援助又は介護などに従事する専門職として引き続き養成に努めるとともに、養成施設、関係団体との連携を図ります。

*ホームヘルパー養成研修の内容の充実を図り、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者など、障害の特性に適切に対応できるホームヘルパーの養成に努めます。

*ガイドヘルパーの養成については、研修を実施する事業者を増やすとともに、研修内容の充実を図ります。

人材確保機能と研修機能を兼ね備えた*社会福祉人材育成センターの特色を生かし、求人・求職者の双方の期待に応えられるよう、就労あっせん、求人開拓、人材確保相談、養成研修を効果的に実施し、より一層の福祉人材の確保と養成に努めます。

県立総合精神保健福祉センターにおいて、地域精神保健福祉を担う人材の資質向上のための研修の充実を図ります。

8 精神保健・医療・福祉施策の総合的な取組

現状と課題

精神障害者やその家族からの各種相談に対応するため、専門医や精神保健相談員による相談や、訪問指導を実施していますが、精神保健福祉分野のすそ野の広がりにより生じた、新たなニーズ（ひきこもりなどの思春期精神保健や高次脳機能障害、被災者のメンタルヘルス、自殺予防など）に対応した相談体制の整備が必要です。

精神疾患に係る医療体制の充実が求められています。また、精神障害者の人権に配慮した適切な医療を確保する必要があります。

精神障害者の社会復帰を目指すために、在宅福祉サービスの充実や、就労支援を行っていますが、その充実が必要です。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を行っていますが、手帳所持者が受ける福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

痴呆性老人の診断・専門相談等のため、老人性痴呆疾患センターを設置していますが、各センター間で連携しながら、機能の充実を図る必要があります。

高次脳機能障害者に対して、これまで県立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、試行的に診断、治療及び機能回復訓練などの実施並びに評価基準及び社会復帰のための支援プログラムの策定に関する検討を行ってきましたが、今後その成果を踏まえた、具体的な支援体制の構築に向けて検討することが求められています。

ひきこもり

思春期・青年期を中心として、さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態を「ひきこもり」といいます。

「ひきこもり」は病名ではなく、単一の疾患でもありません。原因も精神疾患、発達障害によるものや、明確な精神疾患や障害の存在が考えられない場合もあります。また、「ひきこもり」の人の多くが不登校を経ていることもわかり、不登校対策と切り離して考えることができない問題となっています。

「ひきこもり」は、ひきこもることによって、強いストレスをさけ、「仮の安定」を得ているという側面がある一方、その状態が長期に継続されやすいという面を持っています。

同時に、そこからの離脱も難しくなっている「ひきこもり」は、そのような特徴のある多様性を持ったメンタルヘルス（精神的健康）に関する問題とすることができます。

現在、県では、保健所や総合精神保健福祉センターを中心に専門職員が「ひきこもり」に関する相談を受け、関係機関と連携を取りながら本人、家族を支援しています。

今後の取組

相談体制の充実

こころの健康に関する相談窓口について、身近な相談対応は市町村が担い、県は主に、新たなニーズへの対応、緊急対応を担うこととし、相互に連携しながら、こころの健康に関する相談体制の強化を図ります。

こころの健康に関する知識の普及啓発を図るとともに、県立総合精神保健福祉センター、保健所、児童相談所などにおける相談体制の充実・強化を図ります。また、うつ病対策を中心とした自殺予防対策を講じます。

*精神科救急情報センター、「*広島いのちの電話」、「*こころの電話」などの専門相談窓口と連携することにより、相談体制の充実を図ります。

精神疾患の早期発見・治療体制の充実

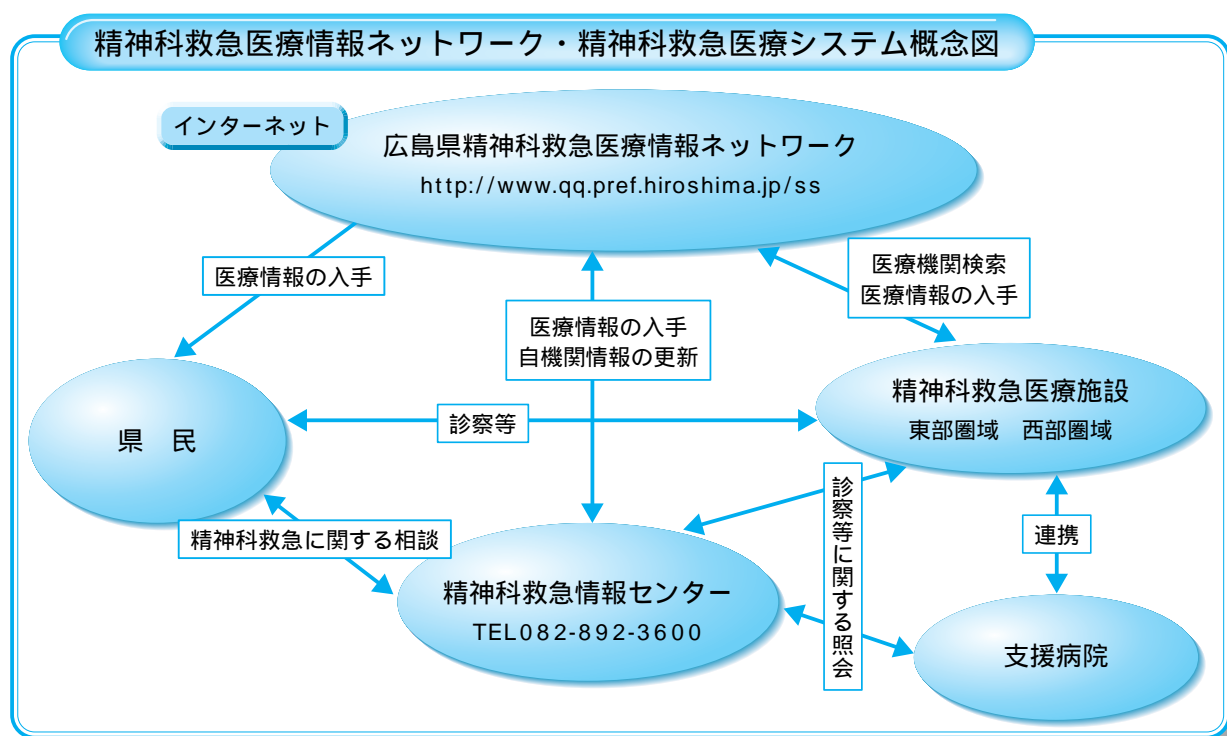
精神科救急医療システムについては、迅速かつ適切な救急体制が整えられるよう、精神科救急医療圏域の見直しを含め、充実に努めます。また、合併症、重症患者に対する受入体制の整備について検討します。

精神科救急医療情報ネットワーク（ホームページ）については、救急医療の情報源とし

て広く活用されるよう、掲載情報の充実を図ります。

精神医療における人権に配慮した適正な医療を確保するため、*精神医療審査会のなお一層の充実を図ります。

入院・通院患者の処遇改善など、精神障害者に対する適正な医療の確保を図るため、医療機関に対し、助言・指導を行います。



社会復帰対策等の充実

「条件が整えば退院可能」な精神障害者については、ケアマネジメント手法の活用などにより、関係機関が連携し、円滑に退院を促進することができるよう地域の実情に応じたシステムづくりを順次図ります。

また、精神障害者が地域生活を行うための、*生活訓練施設、福祉ホーム、*地域生活支援センターなどの社会復帰施設の整備について、地域バランスを考慮して行います。

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するための在宅福祉サービスを計画的に整備するとともに、障害者が民間アパートなどに入居するための環境づくりを検討します。

精神障害者地域生活支援センターについては、在宅障害者の地域生活支援機能の充実を図るとともに、更に、退院促進のための中心的な役割を担う施設として、相談支援機能などの充実を図ります。

就労支援として、社会適応訓練事業については、市町村と連携し協力事業所の確保を図ります。また、雇用の促進に向け、公共職業安定所などとの連携を図ります。

精神障害者保健福祉手帳については、手帳所持者のプライバシーに配慮しながら、関係団体への働きかけ・要望などを行い、福祉サービスの充実を図ります。

老人性痴呆疾患センターについては、相互の連携を図りながら専門医療相談、鑑別診断、人材育成などの機能の充実を図るとともに、センターの利用が促進されるよう広報啓発を行います。

国の新たな知見や当事者のニーズを踏まえつつ、精神保健福祉に関する相談・支援などの新たな手法の確立に努めます。

県立総合精神保健福祉センターにおいて、地域精神保健福祉を担う人材の資質向上のための研修の充実を図ります。また、同センターのホームページの掲載情報の充実を図ります。

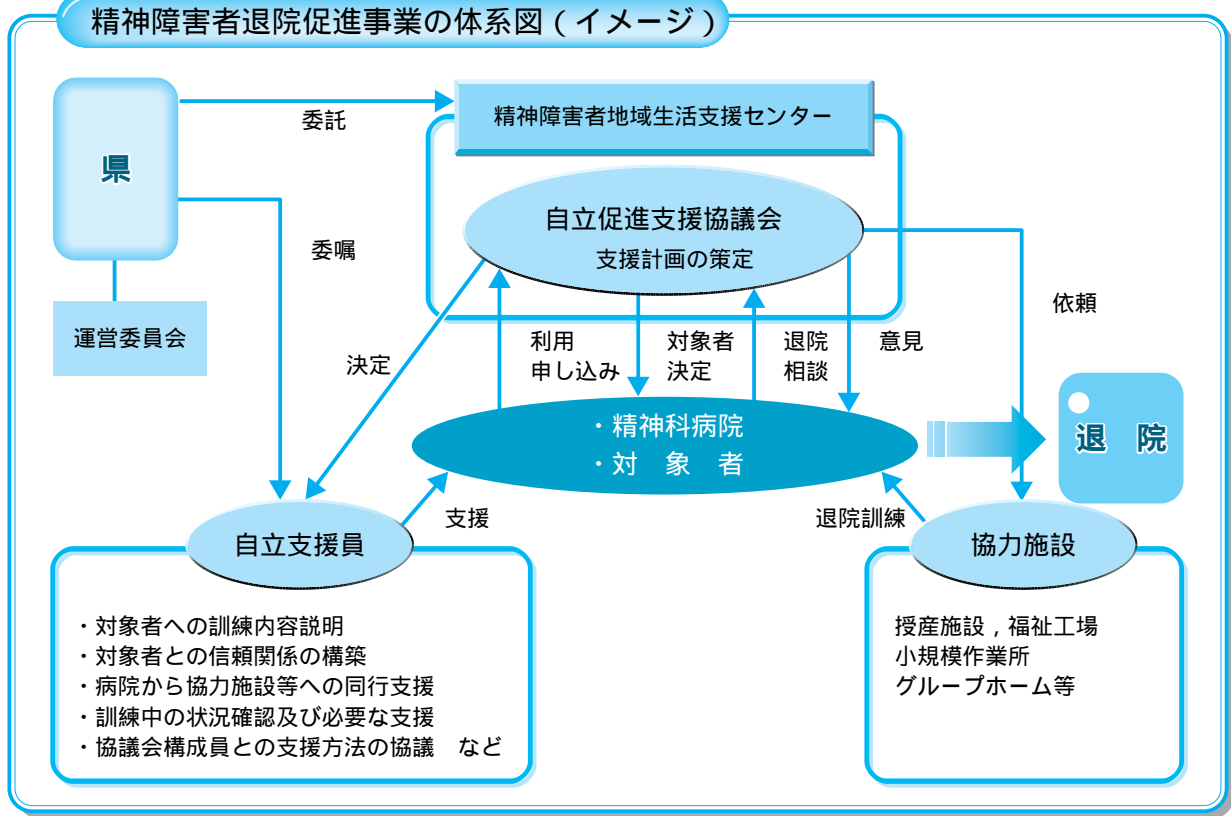
高次脳機能障害者に対する医療、リハビリテーションについては、県内の関係医療機関が連携した実施体制の構築に努めます。高次脳機能障害者に対する相談・支援に努めるとともに、高次脳機能障害に対する理解が定着するよう、より一層の普及啓発に努めます。

県立総合精神保健福祉センターでのデイケアについては、新たな障害に重点化するなどの充実・強化を図るとともに、これまで蓄積した専門的技術、知識を踏まえて研修、技術支援を行います。

国が実施する、心身喪失などの状態で重大な他害行為を行った者に対する、地域での社会復帰施策について、県は関係機関と連携し、支援します。



精神障害者退院促進事業の体系図（イメージ）



高次脳機能障害支援モデル事業

